

岐阜県公報

第 二 千 三 百 三 十 二 号
平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課)二〇四^{ページ}

高山都市計画区域の変更

(都市政策課)二〇四

都市計画の変更

(同)二〇五

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課)二〇五

美濃都市計画下水道事業の変更認可

(同)二〇五

高富都市計画下水道事業の変更認可

(同)二〇六

神岡都市計画下水道事業の変更認可

(同)二〇六

海津都市計画下水道事業の変更認可

(同)二〇六

養老都市計画下水道事業の変更認可

(同)二〇六

建築基準法に規定する数値等の変更

(建築指導課)二〇七

建築確認を要する区域の指定に関する告示の一部改正

(同)二〇七

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称及び所在地の変更

(選挙管理委員会)二〇七

公安委員会告示

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく

行政処分の公表に関する規程

(生活環境課)二〇八

公 示

平成二十四年度調理師試験の実施

(生活衛生課)二一〇

争議行為の通知の公表
公共測量の終了

(労働雇用課)二一一
(用地課)二一一

下岡本町、本母町、冬頭町、松本町、下切町、中切町、上切町、赤保木町、下林町、山田町、下之切町、新宮町、八日町、前原町、上野町、三福寺町、東山町、曙町一丁目から四丁目まで、長坂町、日の出町一丁目から三丁目まで、松之木町、大洞町、漆垣内町、塩屋町、滝町、岩井町、大島町、山口町、緑ヶ丘町一丁目、緑ヶ丘町二丁目、旭ヶ丘町、匠ヶ丘町、問屋町、桐生町一丁目から八丁目まで、中山町、丹生川町坊方、丹生川町山口、丹生川町町方、丹生川町新張、清見町牧ヶ洞、清見町三日町、国府町三川、国府町上広瀬、国府町村山、国府町金桶、国府町名張、国府町広瀬町、国府町三日町、国府町木曾垣内

三 参考

この変更により新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

高山市丹生川町坊方、丹生川町山口、丹生川町町方、丹生川町新張、清見町牧ヶ洞、清見町三日町、国府町三川、国府町上広瀬、国府町村山、国府町金桶、国府町名張、国府町広瀬町、国府町三日町、国府町木曾垣内

岐阜県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに高山基盤整備部都市整備課 丹生川支所、清見支所、莊川支所、一之宮支所、久々野支所、朝日支所、高根支所、国府支所及び上宝支所

岐阜県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和九年七月十七日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

美濃市

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃都市計画下水道事業 美濃市公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月十三日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高富都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

山県市

二 都市計画事業の種類及び名称

高富都市計画下水道事業 山県市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年七月一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、神岡都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

飛驒市

二 都市計画事業の種類及び名称

神岡都市計画下水道事業 飛驒市公共下水道

三 事業施行期間

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

平成十一年二月二十二日から

平成三十年三月三十一日まで

岐阜県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、海津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

海津市

二 都市計画事業の種類及び名称

海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年十一月三十日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、養老都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

養老町

二 都市計画事業の種類及び名称

養老都市計画下水道事業 養老町公共下水道
事業施行期間

平成五年十二月二十一日から
平成三十一年三月三十一日まで
事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五）の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

高山市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課及び飛騨建築事務所並びに高山市基盤整備部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十四年三月二十七日

岐阜県告示第百六十六号

建築確認を要する区域の指定に関する告示（昭和四十八年岐阜県告示第五百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月二十七日から適用する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

告示中「、高山市（一部）」を削る。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更の届出があったので、その旨を告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変更後	特定医療法人隆泉会 南ひだせせらぎ病院	変更前	医療法人隆泉会 下田谷敷病院
-----	---------------------	-----	----------------

所在地の変更

施設名称	特定医療法人隆泉会 南ひだせせらぎ病院	変更後	下田市萩原町西上田1936番地1	変更前	下田市萩原町西上田1963番地1
------	---------------------	-----	------------------	-----	------------------

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)及び探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号。以下「探偵業法」という。)に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第二条 公表の対象とする行政処分(以下「公表対象処分」という。)は、次のとおりとする。

- 一 警備業法に基づく処分のうち、次に掲げるもの
 - ア 第八条の規定による認定の取消し
 - イ 第四十八条の規定による指示(当該処分を受けた者が、当該処分の日から過去三年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は同日前五年以内に同法に基づく処分(指示を除く。)を受けた場合に限る。)
 - ウ 第四十九条第一項の規定による営業停止命令
 - エ 第四十九条第二項の規定による営業廃止命令
- 二 探偵業法に基づく処分のうち、次に掲げるもの
 - ア 第十四条の規定による指示(当該処分を受けた者が、当該処分を受けた日から過去三年以内に同条の規定による指示の処分を受け、又は同日前五年以内に同法に基づく処分(指示を除く。)を受けた場合に限る。)
- イ 第十五条第一項の規定による営業停止命令

ウ 第十五条第二項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第三条 公表の内容は、処分を受けた者(以下「被処分者」という。)に係る次に掲げる事項とする。

- 一 警備業又は探偵業の別
 - 二 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第五条に規定する認定証の番号又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第十九号)第四条第一項に規定する探偵業届出証明書の番号
 - 三 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び主たる営業所の所在地
 - 四 当該処分に係る営業所の名称及び所在地
 - 五 処分年月日
 - 六 処分内容
 - 七 処分理由及び根拠法令
 - 八 処分を行った都道府県公安委員会
- (公表の方法)
- 第四条 岐阜県警察本部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」という。)は、岐阜県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、行政処分簿(別記様式)を作成するものとする。
- 2 生活安全総務課長は、行政処分簿を作成したときは、岐阜県警察本部生活安全総務課に行政処分簿を備え付け、及び岐阜県警察本部のホームページに行政処分簿を掲載することにより公表を行うものとする。
- (他の都道府県公安委員会への通知等)
- 第五条 生活安全総務課長は、岐阜県公安委員会が第一条第一号ウ及び同条第二号イに掲げる公表対象処分(以下「営業停止命令」という。)を行った場合において、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会(以下「管轄公安委員会」という。)が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、行政処分簿の写しを送付するものとする。
- 2 生活安全総務課長は、他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が岐阜県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会からの通報に基づいて前条第一項の行政処分簿を作成するものとする。この場合においては、同条第一項の方法により公表を行うものとする。

(公表の期間)

第六条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して三年間とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

行政処分簿

警備業又は探偵業の別	警 備 業 探 偵 業
認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる営業所の所在地	
処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	
処 分 内 容	
処 分 理 由	
根 拠 法 令	
処分を行った公安委員会	公安委員会

公 示

平成二十四年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成二十四年八月二十二日（水）

二 試験場所

岐阜会場 岐阜市太郎丸八〇番地 岐阜女子大学

高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎

高山市千島町九〇番地一 飛騨・世界生活文化センター

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論。ただし、適用法令は、平成二十四年一月一日現在有効なものとし、ます。

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者以下、学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。なお、平成十九年度以降の岐阜県の調理師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1の書類への記載並びに2及び3の書類の提出を省略できます。

郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書し、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 履歴書

2 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、氏名の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要であれば除籍抄本等）原本を添付してください。）

4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十四年五月二十八日（月）から同年六月八日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月二十八日（月）から同年六月八日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十四年四月二十三日（月）から同年六月八日（金）まで

八 受験手数料

六千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください（消印はしないでください。）。なお、郵送による場合は、六千円分の岐阜県収入証紙、定額小為替又は普通為替を同封してください。

九 合格発表

平成二十四年九月二十七日（木）に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十 試験結果の提供

平成二十四年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
- 2 調理師試験の総合得点及び科目別得点
- 3 提供期間
- 4 合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十一 その他

- 1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。
- 2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に關して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十條の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十四年三月二十八日午前八時三十分以降四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十三年十月一日から
同 二十四年三月十二日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

平成二十四年三月二十七日発行

発行者
所

岐阜県
岐阜市
数田南一丁目一番一号
庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター